

年末年始における労働災害防止対策の徹底について

愛媛労働局では、平成30年からの5年間で「愛媛第13次労働災害防止推進計画」として労働災害防止対策を推進しており、計画の最終年となる本年は、死亡災害は過去最少を更新する9人以下、死傷災害（休業4日以上）は、新型コロナウイルス感染症のり患者を除き、対前年比で12.0%以上減少させることを目標としています。

しかしながら、本年の労働災害による死亡者数は、10月末日現在で9人と前年同期比で1人増加し、建設業で5人、造船業（輸送用機械器具製造業）で3人が亡くなられており、これらの業種では死亡災害撲滅に、より一層の取組が必要となっています。

また、死傷災害（休業4日以上）は、10月末日現在で1,986人と前年同期比で+749人（60.5%）と大幅に増加し、そのうち863人（43.5%）が新型コロナウイルス感染症のり患者であり、特に保健衛生業や建設業の感染者が多数を占め、これらの業種を重点に引き続き感染症防止対策の徹底が求められています。

なお、死傷災害については新型コロナウイルス感染症を除いた場合でも、10月末日現在の前年同期比で+6人（0.5%）増加し、特に飲食店を含む接客娯楽業（12.8%）、社会福祉施設を含む保健衛生業（10.5%）、建設業（10.1%）では増加が顕著となっており、これらの業種における労働災害防止対策の強化が必要となっています。

これから年末・年始を迎えるに際し、慌ただしい状況下での作業や、設備等の清掃、点検、修理、停止及び立ち上げといった非定常作業が多くなることから、愛媛労働局では、死亡災害の撲滅と一層の労働災害防止のため、令和4年12月1日から令和5年1月15日までの年末年始の期間中、中央労働災害防止協会主唱の「令和4年度 年末年始無災害運動」も踏まえ、下記事項の徹底を図ることといたしました。

各事業者におかれましては、本対策の趣旨を御理解いただき、下記事項を重点に労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 全ての業種における基本的な対策

- (1) 期間中の安全衛生方針の樹立と経営トップ等による表明
- (2) 職場の安全パトロールによる機械及び設備等の総点検
- (3) リスクアセスメント※1に基づく職場の危険要因の洗い出しとリスク低減対策の実施
- (4) 危険予知（KY）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (5) 年末年始の大掃除を契機とした4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底
- (6) 転倒危険箇所の洗い出しや危険箇所の見える化などの転倒災害防止対策（STO

P！転倒災害プロジェクト)の推進※2

- (7) 高年齢労働者の特性に配慮した作業改善や体力に応じた対応などの高年齢労働者対策（エイジフレンドリーガイドライン）の推進※3
- (8) 腰に負担がかかる作業や不自然な作業姿勢の防止などの腰痛予防対策（職場における腰痛防止対策指針）の推進※4
- (9) 新型コロナウイルス感染症※5、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (10) 交通安全教育の実施や適正な労働時間の管理などの交通労働災害防止対策（交通労働災害防止のためのガイドライン）の推進※6
- (11) 安全衛生旗の掲揚やポスター掲示等による安全衛生意識高揚対策の実施

2 上記1に加え死亡災害や死傷災害が増加している業種における重点対策

(1) 造船業

- イ 足場等での高所作業、クレーン作業及び船体ブロックの組立作業を行わせる際は、作業手順に基づく安全を優先した作業の徹底
- ロ 溶接作業時には防火に配慮した服を着用させる、船体内部などの通風が不十分な場所で作業する際には換気装置を設置するなどの爆発・火災災害の防止対策の徹底

(2) 建設業

- イ 適切な足場の設置、脚立等からの墜落・転落防止対策※7の徹底及び墜落制止用具の適切な使用
- ロ ドラグ・ショベルなどの建設機械等で作業を行わせる際は、誘導者の配置や立入禁止区域の設定などの接触災害防止対策を徹底

(3) 保健衛生業や接客娯楽業などの第三次産業

- イ 経営トップによる安全衛生方針の表明や4S活動及びKY活動の推進などの「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」※8への取組
- ロ SAFEコンソーシアム※9への参画を通じた企業の安全衛生水準の向上

(参照ホームページ)

※1 リスクアセスメント（厚生労働省ホームページ）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo01_1.html

※2 転倒災害防止 「STOP！転倒災害プロジェクト」（厚生労働省ホームページ）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

※3 高年齢労働者の安全衛生対策について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

※4 腰痛予防対策（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/

anzeneisei02_00005.html

- ※5 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する資料一覧（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

- ※6 交通労働災害を防止するために（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

- ※7 はしごを使う前に・脚立を使う前に（厚生労働省作成のリーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

- ※8 安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（厚生労働省ホームページ）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

- ※9 S A F E コンソーシアムポータルサイト（厚生労働省ホームページ）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/#symposium>

（参考資料）

- 資料1 令和4年 業種別労働災害発生状況
- 資料2 愛媛第13次労働災害防止推進計画の推進
- 資料3 令和4年 労働災害（休業4日以上）発生状況（10月末現在）
- 資料4 令和4年 死亡災害発生状況一覧表
- 資料5 S A F E コンソーシアムリーフレット
- 資料6 令和4年度 年末年始無災害運動リーフレット